

○富山県地下水の採取に関する条例

昭和51年3月27日
富山県条例第1号

富山県地下水の採取に関する条例を公布する。
富山県地下水の採取に関する条例

目次

第1章	総則(第1条—第3条)
第2章	規制地域(第4条—第16条)
第3章	観察地域(第17条—第22条)
第4章	削除
第5章	雑則(第29条—第31条)
第6章	罰則(第32条—第35条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、特定の地域内において地下水の採取について地下水の水源の保全及び地盤の沈下の防止のため必要な措置を講ずることにより、地下水の水源の合理的な利用の確保及び生活環境の保全を図り、もつて県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)による温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項の可燃性天然ガスの掘採に伴う地下水を除く。以下同じ。)を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が21平方センチメートルを超えるもの(河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。)をいう。

2 この条例において「規制地域」とは、地下水の採取により地盤の沈下、地下水の水位の異常な低下又は塩水の地下水の水源への混入(以下「地下水採取に伴う障害」という。)が生じ、又は生ずるおそれのある地域であつて、知事が第4条第1項の規定により指定するものをいう。

3 この条例において「観察地域」とは、地下水採取に伴う障害の発生を予防するため地下水の採取の状況をは握する必要がある地域であつて、知事が第17条第1項の規定により指定するものをいう。

(県等の責務)

第3条 県は、地下水の水源の保全及び地下水採取に伴う障害の防止のため、地下水に関する調査、観測等必要な施策を実施するものとする。

2 地下水を採取する者は、地下水の水源の保全及び地下水採取に伴う障害の防止のため、地下水の使用の合理化等必要な措置を講ずるとともに、県が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 規制地域

(指定)

第4条 知事は、区域を定めて規制地域を指定する。

2 知事は、規制地域を指定しようとするときは、あらかじめ、富山県環境審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、規制地域を指定するときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(平12条例17・一部改正)

(取水基準の設定)

第5条 知事は、規制地域ごとに地下水の採取の基準(以下「取水基準」という。)を定めなければならない。

2 前項の取水基準は、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積及び揚水設備により採取する地下水の量について定めるものとする。

3 知事は、第1項の規定により取水基準を定めようとするときは、あらかじめ、富山県環境審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 知事は、第1項の規定により取水基準を定めるときは、当該取水基準を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(平12条例17・一部改正)

(取水基準の遵守義務)

第6条 規制地域における揚水設備により地下水を採取する者は、当該揚水設備に係る取水基準を遵守しなければならない。

(揚水設備の設置の届出)

第7条 地下水を採取する者は、規制地域内に揚水設備を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 揚水設備の設置の場所
 - (3) 揚水設備の揚水機の吐出口の断面積
 - (4) 揚水設備により採取する地下水の量
 - (5) 揚水設備により採取する地下水の用途
 - (6) 揚水設備のストレーナーの位置その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、揚水設備の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第8条 一の地域が規制地域となつた際現にその地域内に揚水設備を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。次項及び第15条第2項において同じ。)であつて地下水を採取するものは、当該地域が規制地域となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 一の地域が規制地域となつた際現にその地域内に揚水設備を設置している者で第18条第1項又は第19条第1項の規定により当該揚水設備の設置の届出をしているものは、当該揚水設備について前項の規定による届出をした者とみなす。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(揚水設備の揚水機の吐出口の断面積等の変更の届出)

第9条 第7条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該揚水設備に係る揚水機の吐出口の断面積を大きくしない場合又は当該揚水設備により採取する地下水の量を増加しない場合は、この限りでない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第10条 知事は、第7条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揚水設備の揚水機の吐出口の断面積又は揚水設備により採取する地下水の量がその揚水設備に係る取水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揚水設備の揚水機の吐出口の断面積又は揚水設備により採取する地下水の量に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)をし、又は第7条第1項の規定による届出に係る揚水設備の設置に関する計画の廃止をすべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第11条 第7条第1項の規定による届出をした者又は第9条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水設備を設置し、又はその届出に係る揚水設備の揚水機の吐出口の断面積若しくは揚水設備により採取する地下水の量の変更をしてはならない。

2 知事は、第7条第1項又は第9条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第12条 第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1項第1号若しくは第6号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る揚水設備の使用を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第13条 第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る揚水設備を承継させる場合に限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継する法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(平13条例1・一部改正)

(勧告及び命令等)

第14条 知事は、規制地域内に設置されている揚水設備の揚水機の吐出口の断面積又はその揚水設備により採取する地下水の量はその揚水設備に係る取水基準に適合しないと認めるときは、当該揚水設備により地下水を採取する者に対し、期限を定めて、当該揚水設備の揚水機の吐出口の断面積を小さくし、又は当該揚水設備により採取する地下水の量を減少すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第10条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水設備を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該揚水設備の揚水機の吐出口の断面積を小さくすること又は当該揚水設備により採取する地下水の量の減少を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該揚水設備の使用の一時停止を命ずることができる。

4 前3項の規定は、第8条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る揚水設備については、同項に規定する規制地域となつた日から、地下水に替わる他の水源の状況等を勘案して知事が指定する区域及び用途ごとに知事が指定する日を起算日として1年を経過する日までの間は、適用しない。ただし、当該地域が規制地域となつた際その者が第9条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

5 知事は、前項の規定により区域、用途及び日を指定するときは、その旨並びにその区域、その用途及びその日を公示しなければならない。

(水量測定器の設置等)

第15条 規制地域における揚水設備により地下水を採取する者であつて規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該揚水設備ごとに水量測定器を設置し、当該揚水設備により採取する地下水の量を記録し、及びこれを知事に報告しなければならない。

2 前項の規定は、一の地域が規制地域となつた際現にその地域内に揚水設備を設置している者の当該揚水設備については、当該地域が規制地域となつた日から1年を経過する日までの間は、適用しない。ただし、当該地域が規制地域となつた際その者が第21条第1項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

(適用除外)

第16条 第6条、第10条、第11条及び第14条の規定は、水道事業用その他規則で定める用途に供するために揚水設備により地下水を採取する者については、適用しない。

第3章 観察地域

(指定)

第17条 知事は、区域を定めて観察地域を指定する。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、観察地域の指定並びに変更及び廃止について準用する。

(揚水設備の設置の届出)

第18条 地下水を採取する者は、観察地域内に揚水設備を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、第7条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(経過措置)

第19条 一の地域が観察地域となつた際現にその地域内に揚水設備を設置している者(設置の工事をしている者を含む。次項及び第21条第2項において同じ。)であつて地下水を採取するものは、当該地域が観察地域となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、第7条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 一の地域が観察地域となつた際現にその地域内に揚水設備を設置している者で第7条第1項又は第8条第1項の規定により当該揚水設備の設置の届出をしているものは、当該揚水設備について前項の規定による届出をした者とみなす。

3 第7条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第20条 第18条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1項第1号若しくは第3号から第6号までに掲げる事項に変更(揚水設備に係る揚水機の吐出口の断面積を大きくしない場合又は揚水設備により採取する地下水の量を増加しない場合を除く。)があつたとき、又はその届出に係る揚水設備の使用を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による届出のうち第7条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更に係る届出について準用する。

(水量測定器の設置等)

第21条 観察地域における揚水設備により地下水を採取する者であつて規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該揚水設備ごとに水量測定器を設置し、当該揚水設備により採取する地下水の量を記録し、及びこ

れを知事に報告しなければならない。

2 前項の規定は、一の地域が観察地域となつた際現にその地域内に揚水設備を設置している者の当該揚水設備については、当該地域が観察地域となつた日から1年を経過する日までの間は、適用しない。ただし、当該地域が観察地域となつた際その者が第15条第1項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

(準用)

第22条 第13条の規定は、第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第4章 削除

(平12条例17)

第23条から第28条まで 削除

(平12条例17)

第5章 雑則

(報告及び検査)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、揚水設備により地下水を採取する者に対し、当該揚水設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又は当該職員に、揚水設備により地下水を採取する者の工場、事業場その他の場所に立ち入り、当該揚水設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(援助)

第30条 県は、地下水の採取量を減少させるために必要な揚水設備の改造、水源を転換するために必要な揚水設備の整備又は水の使用を合理化するために必要な設備の改善を行う者に対し、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(規則への委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第32条 第14条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第33条 第7条第1項又は第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項、第9条第1項又は第19条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第1項の規定に違反した者

(3) 第15条第1項又は第21条第1項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(4) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章、第3章、第5章及び第6章の規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和52年規則第5号で昭和52年3月1日から施行)

(富山県公害防止条例の一部改正)

2 富山県公害防止条例(昭和45年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成12年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成13年条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。